



下図に示す改正健康増進法が施行されてから、公共の場では受動喫煙防止措置が常識となりました。喫煙者が当たり前のようにいたる所でタバコを吹かしていた時代は、今や遠い昔となってきました。それどころか、左の「工場あるある」漫画のような事態もでているようです。

こんな苦勞をしてでも、タバコを吸い続けなければいけない時代が来ているのです。タバコを必要とするのは、事情はともかく「タバコをやめられない」ニコチン依存症になっている人たちなので、吸い始めさえしなければ、私たちの生活にタバコは必要ありません。

「また..、吸えなかった...」なんて、タバコを吸うことが生活の中心になってしまうのは、とてもつらいですね。だから、タバコに手を出すべきではありません。

産業デザイン科 奥田 恭久

改正健康増進法による規制

敷地内禁煙

2019年7月

- 学校
- 病院
- 保育所
- 児童福祉施設
- 行政機関 など



- 屋内は完全禁煙
- 受動喫煙防止措置を取れば、屋外喫煙所は設置可

原則屋内禁煙

20年4月

- 事務所 ● 工場
- ホテル
- 飲食店(大規模店)
- 旅客船
- 鉄道 など



- 喫煙専用室の設置可 (飲食不可)
- 加熱式たばこは「喫煙室」を設置すれば飲食しながら喫煙可

公明党ニュースサイトから

Zero Tobacco Project
In WAKO Since 2005